

三月議会ではこんなことが決まりました

三月定例会は平成十七年度第十次補正予算と平成十八年度当初予算が提案されました。当初予算では、市長不在の予算で「骨格予算」といわれますが、義務的経費・継続事業・合併協定の事業内容など緊急、必要性のある事業など市民生活に支障をきたさないための予算が組まれています。

歳入は、国の三位一体「改革」による国庫補助金の減少、県の行財政改革の影響が大きく厳しい財政下におかれているといわれています。

平成十八年度の財源不足を補うために「財政調整基金から十一億円」「減債基金から四億円」を繰り入れて一般財源を確保しています。

給食センター建設用地買収決定

中学校給食実現へ向けて、「給食センター建設用地」として、津山総合流通センター内の用地を一億二千六百六十万円で購入し、平成十九年度実施予定で建設費等の予算が議決されました。

乳幼児医療費・児童手当など拡充

全国的に「少子化対策」が問題視されていますが、津山市では、乳幼児医療費の無料化は「六歳の誕生日」まででしたが、平成十八年度から就学前までとし、誕生日から三月三十一日までへ「事業の拡大」を行う予算を全員一致で承認しました。

また、児童手当は、小学校三学年修了時まででしたが、小学校修了前までと制度の拡充措置が決められました。

その他各議案について

その他の議案につきましては、一宮小学校増築、勝北中学校新築、基本地形図作成事業などですが、下に主な議案の審査結果表を記載しています。参考にしてください。

二月臨時市議会解散決議を
反対多数で否決

二月十四日(火)に臨時議会を開会し、市議会解散の決議案を※記名投票によって賛成十二人、反対二十三人で否決しました。

主な3月議会提案議案の審査委員会と結果一覧表

総務文教委員会の付託案件と審査結果			
事件番号	件名	審査結果	摘要
議案第166号	平成18年度津山市一般会計予算	原案可決	賛成多数
議案第167号	平成18年度津山市磯野計記念奨学金特別会計予算	〃	〃
議案第197号	公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第209号	津山圏域消防組合規約の変更について	〃	〃
議案第214号	岡山県消防補償等組合の解散及び財産処分について	〃	〃
議案第215号	岡山県市町村総合事務組合への加入について	〃	〃
議案第221号	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	〃	賛成多数
議案第222号	津山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第223号	津山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第224号	津山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	〃	〃
厚生委員会の付託案件と審査結果			
議案第169号	平成18年度津山市国民健康保険特別会計予算	〃	賛成多数
議案第173号	平成18年度津山市老人保健特別会計予算	〃	〃
議案第175号	平成18年度津山市介護保険特別会計予算	〃	〃
議案第199号	津山市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第200号	津山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第201号	津山市介護保険条例の一部を改正する条例	〃	賛成多数
議案第202号	津山市高額介護サービス等資金貸付条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第203号	津山市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第208号	勝田郡老人福祉施設組合規約の変更について	〃	〃
産業委員会の付託案件と審査結果			
議案第168号	平成18年度津山市食肉処理センター特別会計予算	〃	〃
議案第204号	津山市営阿波バス条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第210号	津山地区農業共済事務組合規約の変更について	〃	〃
建設水道委員会の付託案件と審査結果			
議案第171号	平成18年度津山市下水道事業特別会計予算	〃	〃
議案第172号	平成18年度津山市農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃
議案第177号	平成18年度津山市土地取得造成事業特別会計予算	〃	〃
議案第184号	平成18年度津山市水道事業会計予算	〃	〃
議案第185号	平成18年度津山市工業用水道事業会計予算	〃	〃
議案第205号	津山市市営住宅管理条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第206号	津山市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第207号	津山市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例	〃	〃

※ 記名投票とは

問題に対する賛否の投票者が個別に明らかにするような方法で行われる投票のこととて、白票(問題を可とするもの)、青票(問題を否とするもの)の二種類の札があり、それぞれに議員名が書いてあり、どちらかの票を投票箱に入れるものです。記名投票を行う場合には、重要な事件でこれに対する各議員の政治的責任を明確にしておく必要があり、このため個々の議員の賛否を明らかにしなければならないような場合に採用されることが多いです。